

再生可能エネルギー地域共生促進税について

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

本日の内容

1. 検討の背景、目的

- (1) 再エネ施設整備計画を巡る状況
- (2) 宮城県のこれまでの取組等

2. 再エネ地域共生促進税の概要

1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

① 再エネ導入の必要性

➤ 国の動き

- ・ 2020年10月 「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- ・ 2021年10月 「地球温暖化対策計画」改定
2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）
- ・ 2021年10月 第6次エネルギー基本計画
再エネの電源構成比36－38%（2030年）

➤ 県の動き

- ・ 2023年3月 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定

再エネ導入目標を引き上げ、再エネの最大限導入や、地域と共生した取組の推進等を掲げ、その利用促進を図ることとしている。

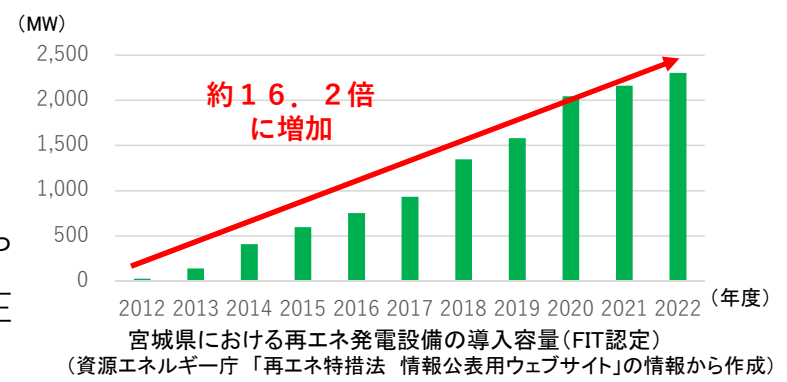


1. 検討の背景、目的

(1) 再エネ施設整備計画を巡る状況

② 再エネ導入による問題点等

FIT制度（再エネ電力を固定価格で一定期間買い取る制度）により、急速に再エネ導入が進んだが、土砂災害等の安全面の不安や、景観や環境への影響等をめぐる地元との調整における課題が全国各地で顕在化しており、県内でも反対運動等が起きている。



土砂災害の懸念(他県の例)



景観への影響(他県の例)



出典:2021年3月1日 資源エネルギー庁 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第25回)資料「今後の再生可能エネルギー政策について」
再生可能エネルギー地域共生促進税に関する事業者説明会 資料1

1. 検討の背景、目的

(2) 宮城県のこれまでの取組等

- ・ 令和 元年 9 月 再エネ施設の望ましい設置のあり方について検討開始
- ・ 令和 2 年 4 月 太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定
- ・ 令和 3 年 3 月 太陽光発電施設の設置等に関する条例について検討開始
- ・ 令和 4 年 7 月 太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定、環境影響評価条例の一部改正

反対要望の状況や、議会での議論の内容などを踏まえ、規制強化の可能性や新たな対策を引き続き検討

- 地域との共生が困難な事業であっても、法令に基づく許可基準を満たす場合は許可する必要がある、事業が実施可能となる。
- 地域住民の同意の義務化など、条例により過度な規制を行うことは、財産権との関係で慎重であるべき。
- 環境影響評価は、事業の実施を前提とした手続であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めても、事業者の姿勢次第では、森林開発抑制にはつながらない。

再エネの最大限導入と、環境保全の両立を目指す新たな取組として、
再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた税を導入

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象

(税条例の対象)

0.5ヘクタールを超える森林（国有林・地域森林計画対象民有林）における開発行為^{※1}を行った区域において、開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したものの^{※2}であって、発電事業の用に供することができる**太陽光・風力・バイオマス発電設備**（宮城県内にその発電設備の全部または一部が所在するものに限る。）

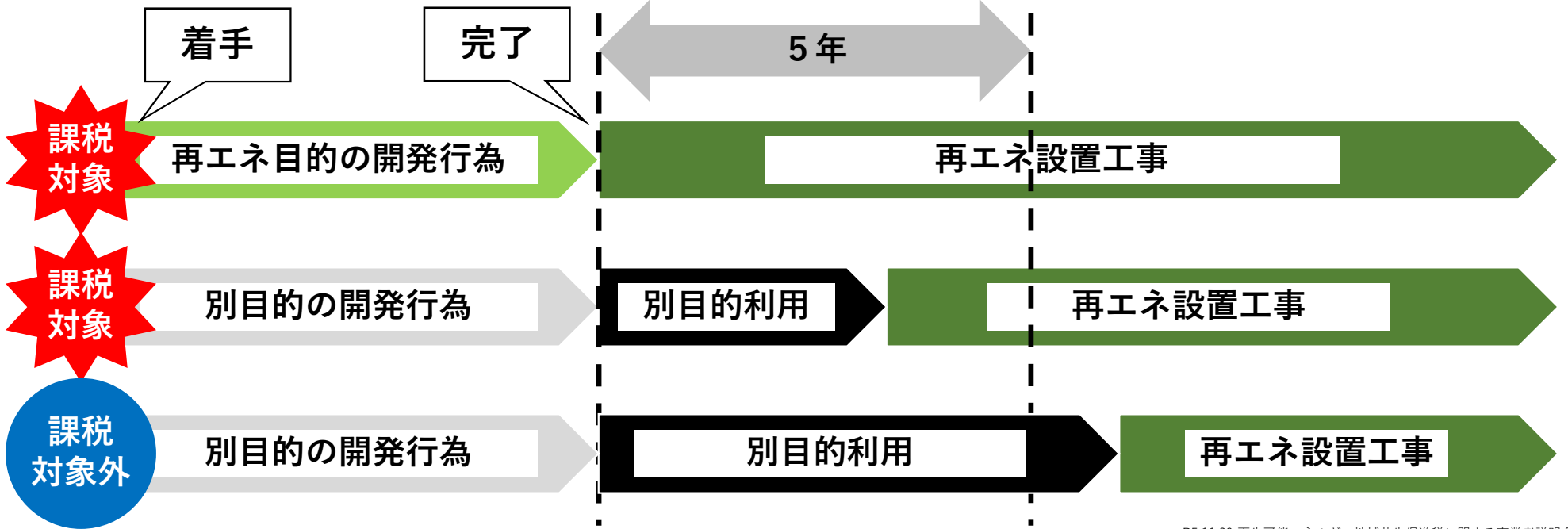
(納税義務者)

上記の発電設備の**所有者**

2. 再エネ地域共生促進税の概要

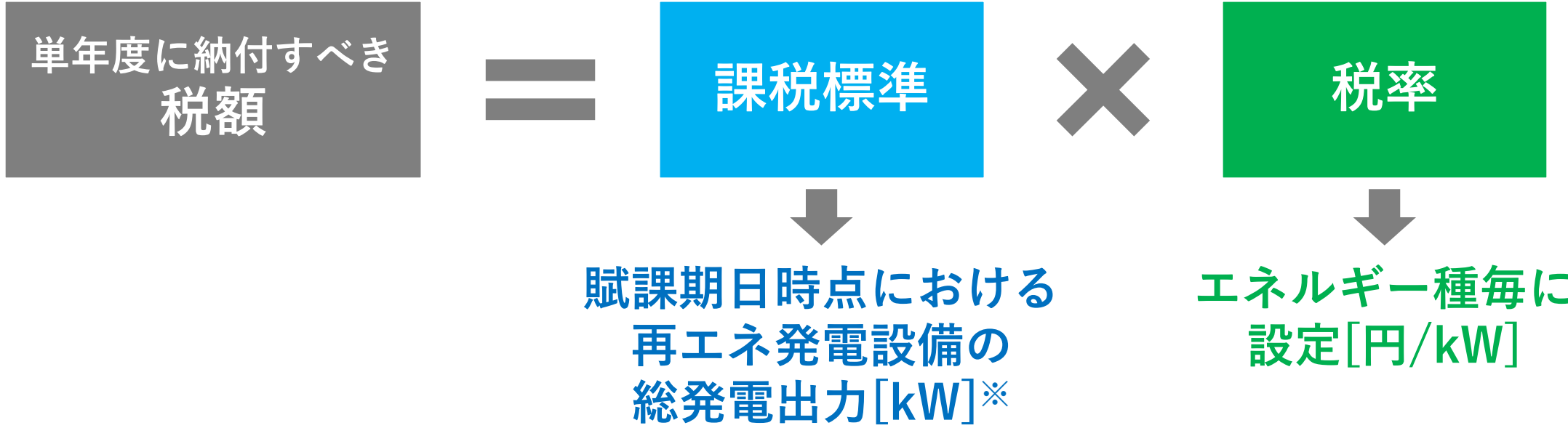
課税対象

- ※1 開発行為：土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為
- ※2 「開発行為の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手したもの」が対象
⇒森林の開発完了後、5年以上別の目的で活用された土地に再エネ発電設備を設置するような場合は課税対象外



2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ①課税標準、②税率



- ※再エネ発電設備又は附属設備が開発区域（森林）の内外にわたる場合などは、総発電出力を設置面積で按分して課税標準を算出
- ※賦課期日（毎年1月1日）時点での再エネ発電設備の所有者は、「どこにどのような設備を持っている」かを1月31日までに県税事務所に対し申告する。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ②税率

▶太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、税抜調達価格（調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額）に応じて区分

●太陽光発電設備

FIT 価格等	10円未満 ※	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満
税率 [円/kW]	620	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500
FIT 価格等	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上
税率 [円/kW]	2,790	3,080	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340

●風力発電設備

FIT 価格等	16円未満 ※	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,470	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

※FIT制度による調達価格が10円未満（太陽光）、16円未満（風力）の場合に加え、非FIT・FIPの発電設備を含む。

●バイオマス発電設備：税率 **1,050円/kW**

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税額の計算方法 ③計算例



例：①非FITの太陽光発電設備（3MW）の場合

$$3,000[\text{kW}] \times 620[\text{円/kW}] = 186\text{万円/年}$$

②平成27年度にFIT認定を得た風力発電設備（10MW）の場合

調達価格…22円（税抜）

$$10,000[\text{kW}] \times 4,740[\text{円/kW}] = 4,740\text{万円/年}$$

③バイオマス発電設備（1.5MWで、**開発区域内の再エネ発電設備等の設置面積が全体の1/2**）の場合

$$1,500[\text{kW}] \times 1/2 \times 1,050[\text{円/kW}] = 78\text{万}7,500\text{円/年}$$

2. 再エネ地域共生促進税の概要

課税対象とならない場合

【非課税となる再エネ発電設備】

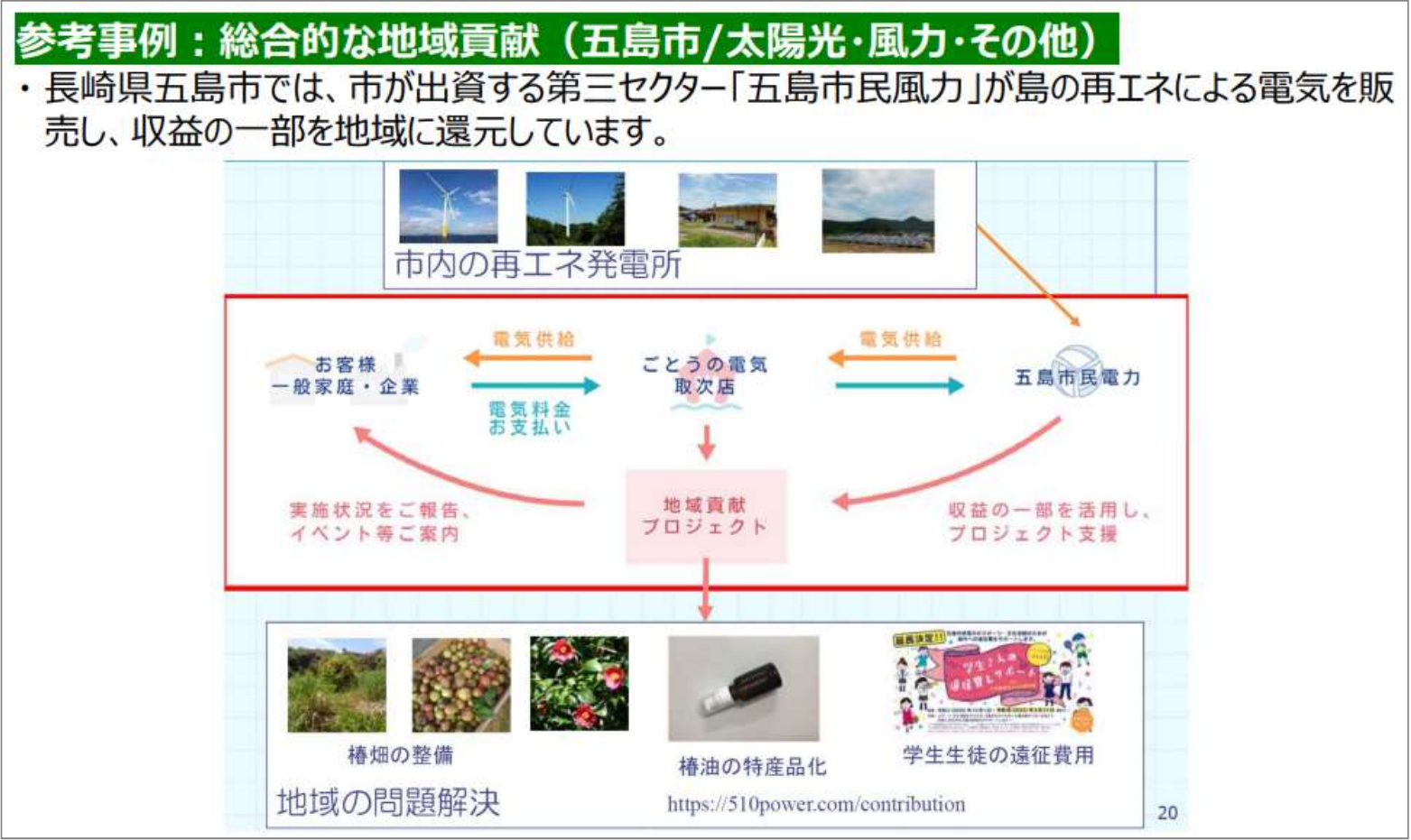
- ① 国又は地方公共団体が所有するもの
- ② 国、地方公共団体又は土地開発公社により開発行為が行われた区域に設置されたもの
- ③ 太陽光を再生可能エネルギー源とするものであって、家屋（住家、店舗、工場等）の屋根等にパワーコンディショナを除く全部が設置されたもの
- ④ その全部が、**地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画**に基づき使用されるもの
- ⑤ その全部が、**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画**に基づき使用される場合のもの
- ⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用されるもの

地域と共生した再エネ事業

※ 複数の市町村に事業区域がまたがり、片方の市町村でしか認定が得られない場合等は、非課税とはならず、総発電出力を設置面積で按分し、課税標準を算出

2. 再エネ地域共生促進税の概要

地域と共生する再エネ事業のイメージ①



出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）2023年3月 環境省 地域政策課

2. 再エネ地域共生促進税の概要

地域と共生する再エネ事業のイメージ②

参考事例：再エネ事業による地域課題の解決（宮津市/太陽光）

- ・ 宮津市由良地区の耕作放棄地にメガソーラーを開発することにより、地域への経済波及効果やエネルギーの地産地消が実現しました。
- ・ 事業主体の宮津太陽光発電合同会社に地元会社が出資することで、メガソーラーの開発等によって地域経済に波及効果が及んでいます。
- ・ 調査の段階から地権者洗い出し等で地方公共団体、自治会が協力しました。



出所) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供

発電所名	所在地	面積 (ha)	出力 (kW)
由良第一太陽光発電所	宮津市 字由良	4.1	1,580
由良北第一太陽光発電所			333
由良北第一太陽光発電所			873
由良北第三太陽光発電所			333
上宮津太陽光発電所	宮津市 字小田	1.8	1,081
宮津市上司太陽光発電所	宮津市 字上司	0.8	748
合計		6.7	4,948

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）2023年3月 環境省 地域政策課

2. 再エネ地域共生促進税の概要

減免を受けられる場合

▶減免の対象：次に掲げる再エネ発電設備のうち、知事が必要と認めるもの

A)賦課期日後に、【非課税となる再エネ発電設備】の④～⑥のいずれかに該当する（促進事業等として認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備）こととなったもの

B)家屋（住家、店舗、工場等）が所在する開発区域内に設置された再エネ発電設備であって、発電により得られる電力を専ら当該家屋（住家、店舗、工場等）において消費するものとして知事が認定したもの

▶減免額：減免申請書の提出以降に納付期日がかかる税額の全額

2. 再エネ地域共生促進税の概要

条例の施行日

- 令和5年7月19日から総務省との協議を実施、11月17日付けで総務大臣の同意を得た。
- **令和6年4月1日施行予定。**

条例施行規則について

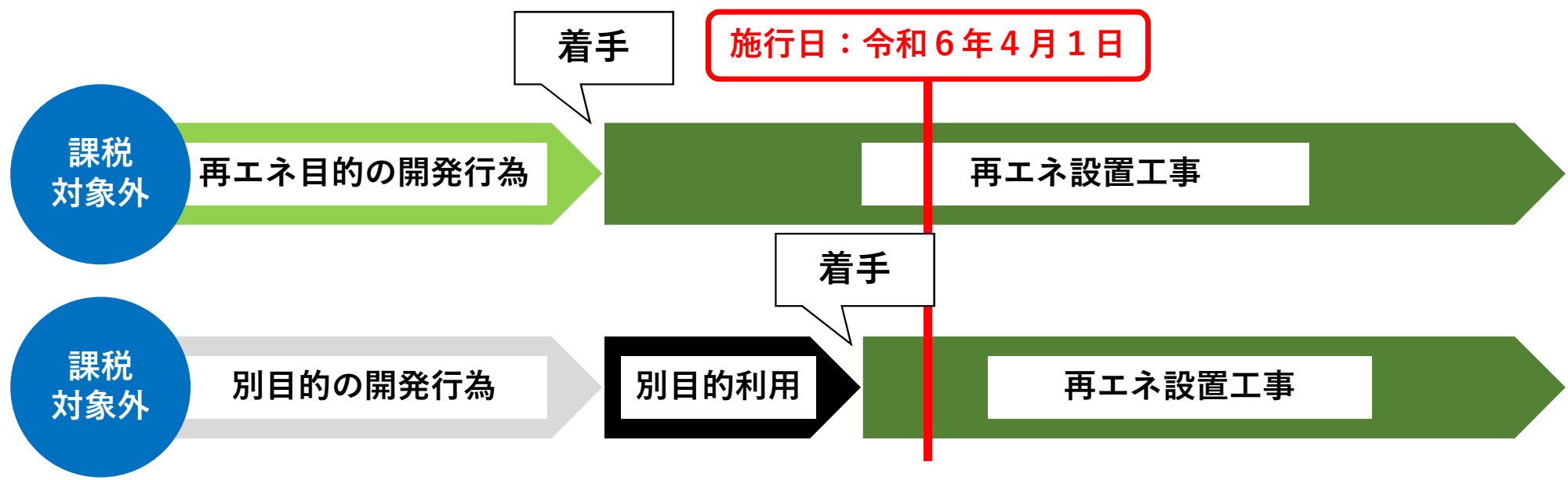
- 条例の施行日を決める規則、申告書の様式等を定める規則を別途策定予定。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

適用除外①

適用除外となる再エネ発電設備

- ① 施行日前に開発区域において再エネ発電設備又は附属設備の設置工事に着手したもの

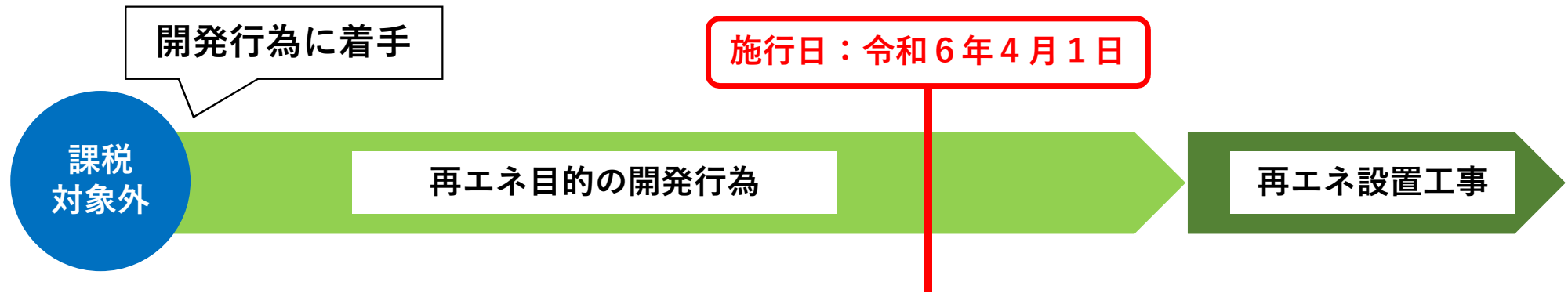


2. 再エネ地域共生促進税の概要

適用除外②

適用除外となる再エネ発電設備

- ② 施行日前に再エネ発電設備又は附属設備の設置を目的とした開発行為に着手した開発区域に所在するもの

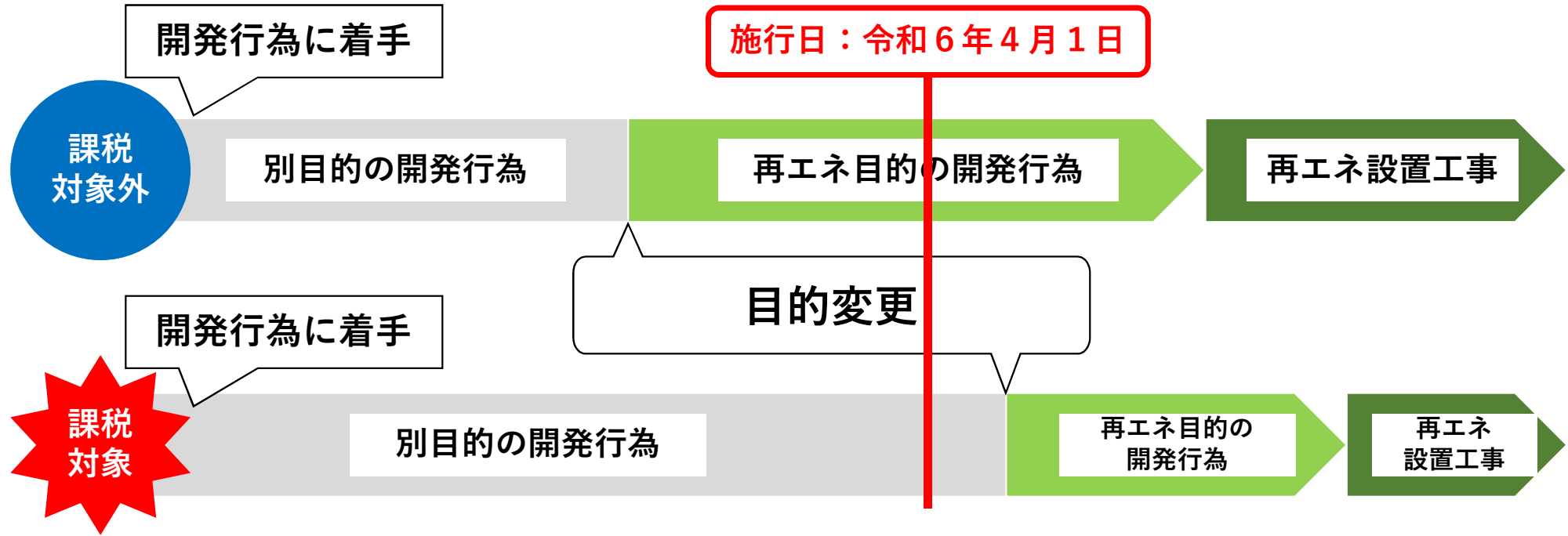


2. 再エネ地域共生促進税の概要

適用除外③

適用除外となる再エネ発電設備

- ③ 施行日前に開発行為に着手し、かつ、施行日前にその目的が再エネ発電設備又は附属設備の設置に変更された開発区域に所在するもの



2. 再エネ地域共生促進税の概要

条例の失効・見直し

▶この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

※一方、再エネや環境保全を取り巻く社会情勢などは、大きく変動しうる。

概ね3～5年程度を目途に、新税の役割や効果を再検証し、課税の在り方について見直しを検討する。

▶この条例は、施行日から失効の日の前日までの期間において再エネ発電設備に対して課した、又は課すべきであった税については、失効の日以後も、その効力を有する。

2. 再エネ地域共生促進税の概要

まとめ

項目	内容
課税客体	0.5haを超える森林の開発行為 を行った区域内に設置し、発電事業の用に供することができる 太陽光発電・風力発電・バイオマス発電設備
納税義務者	課税客体となる再エネ発電設備の 所有者
課税標準	再エネ発電設備の 総発電出力 (kW)
税率	再エネ種別ごとに、FIT制度の調達価格に応じて※設定 (円/kW) ※バイオマスを除く
非課税	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村長の認定を受けた事業計画に基づき使用される再エネ発電設備 等
適用除外	施行日時点で、稼働済み及び着工済み（一部例外あり）の施設は課税対象外
条例の有効期間	5年（3～5年程度を目途に見直しを実施）

税金があった場合には、本税の趣旨から、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定

2. 再エネ地域共生促進税の概要

宮城県 Miyagi Prefectural Government  [Foreign Language](#) [閲覧支援メニュー](#) [災害・報](#)

[トップに戻る](#) [目的](#) [分類](#) [組織](#) [事業者](#)

[トップページ](#) > [組織から探す](#) > [環境生活部](#) > [再生可能エネルギー室](#) > 再生可能エネルギー地域共生促進税について

再生可能エネルギー地域共生促進税について

脱炭素社会の実現に向けて積極的な導入が重要となる再生可能エネルギー発電設備については、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への影響等の懸念から、地域住民との調整に課題を抱える例も少なくありません。

再生可能エネルギー地域共生促進税の概要

再生可能エネルギー地域共生促進税は、0.5ヘクタールを超える森林を開発し、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を設置した場合、その発電出力に応じて、設備の所有者に課税するものです。

地域との共生が図られていると認められる場合※1（地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備など）は、非課税としていることから、事業者の皆様には、地域との合意形成に当たり、丁寧な説明や地域住民との対話、環境への配慮、地域がメリットを感じられる方策等について検討をお願いします。

- [PDF 再生可能エネルギー地域共生促進税条例の概要 \(PDF : 1,045KB\)](#)
- [PDF 再生可能エネルギー地域共生促進税条例 \(令和5年宮城県条例第34号\) \(PDF : 801KB\)](#)

御清聴ありがとうございました。